2024年7月実施 《地域における虐待の防止、早期発見・対応》 D В Α 1 障害者(児)やその家族、地域住民等に対し虐待の防止に関する  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 普及・啓発を実施している。 2 家族、地域関係者との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のある事案の観察や早期発見に努めている。 0 0 0 0 0 0 3 地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者(施 設)などの事業者間の連携を図っている。 0 0 0 0 0 0 4 地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支 0 0 0 0 0 0 援協議会や行政機関と連携・協力(意見交換を含む)をしている。 5 虐待事案のみならず、福祉サービスの利用者等を含め、相談窓 0 0 0 0 0 0 口を設置・広報し、地域住民の相談を受けている。 6 地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受入れ(市町村からの依頼があった場合等)を行っている。 0 0 0 0 0 0 虐待を受けた障害者・児の受け入れとその支援に関するマニュア 7 ル等を一般のマニュアル等とは別に作成している。(虐待を受けた 0 0 0 0 0  $\bigcirc$ 障害者・児への支援) 8 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合の相談支援事業者や 行政機関等への連絡(通報)について手順等が具体的に文章化している. 0  $\bigcirc$  $\cap$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 9 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に直接訪問する等の対応を行う努力をしている。 0 0 0 0 0 0 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に、施設・事 10 業所として迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定 0 0 0 0 0 0 めている。